

注 文 書

- 1 契約番号 2025000471
- 2 件 名 AI型学習用ドリル（ミライシード）ソフトウェア
ライセンス購入
- 3 場 所 大崎市古川七日町1番1号
- 4 期 間 令和7年10月1日から令和9年3月31日まで
- 5 別添書類 （1）仕様書
（2）積算内訳書
- 6 担 当 課 教育部 学校教育課

仕 様 書

1 件 名 A I 型学習用ドリル（ミライシード）ソフトウェアライセンス購入

2 使用目的

本件は、大崎市立学校において児童生徒の学習進度に応じたA I 型ドリルの活用により、反復学習や学習効果の高い厳選されたドリルに取り組むことで、学力の定着を図るため、以下の利用児童生徒を対象に使用するものである。

(1) 中学校1年生から3年生（後期課程7年生から9年生） 2, 8 9 4 人

(2) 小学校4年生から6年生（前期課程4年生から6年生） 2, 9 9 5 人

3 使用期間

令和7年10月1日から令和9年3月31日までとするが、小学生と中学生の使用期間は以下のとおりとする。

(1) 中学校1年生から3年生（後期課程7年生から9年生）

令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

(2) 小学校4年生から6年生（前期課程4年生から6年生）

令和7年12月1日から令和9年3月31日まで

4 納入期限 令和7年9月16日

令和7年10月1日から教員・児童生徒が使用開始できるよう、使用するための事前登録等のための作業期間を見込み、指定した数量のソフトライセンスを納入すること。

5 納入場所 大崎市古川七日町1番1号

6 調達物件

以下のライセンスを調達するものとし、詳細は別記仕様書を参照。※同等品は不可とする。

株式会社ベネッセコーポレーション ミライシードASP版 ライセンス数

(1) 中学生：ドリルパーク（AI ドリル）及びCBT 単元確認テスト 2, 8 9 4 個

(2) 小学生：ドリルパーク（AI ドリル）及びCBT 単元確認テスト 2, 9 9 5 個

7 物件使用環境

使用する物件は、大崎市が構築したG I G Aスクール用インターネット接続用ネットワークから学習支援ソフトとして、大崎市立小・中学校の児童生徒が一人1台のタブレットを使い利用するものである。

8 納品物件

「6 調達物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、指定した場所に期限までに提出すること。

納品ドキュメント一覧表

No	納品ドキュメント	期限
1	ソフトウェアの使用許諾証書 (使用期間を明示したもの。)	納入期限まで
2	納入実績報告書	
3	納入物件一覧	

9 秘密の保持

- (1) サービス提供者は、この作業によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) サービス提供者は、作業を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 情報セキュリティの確保

サービス提供者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 権利義務の譲渡の禁止

サービス提供者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

12 その他

- (1) サービス提供者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、利用者とサービス提供者とが協議して定めるものとする。
- (3) 契約の履行上の疑義については、利用者とサービス提供者とが協力して解決すること。

13 支払いについて

支払いは、毎月毎の支払いとし、請求書受領後は30日以内に指定口座へ振り込みとする。

14 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へすること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 サービス提供者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、**大崎市個人情報保護条例(平成18年大崎市条例第14号)**を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 サービス提供者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、利用者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 サービス提供者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず利用者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため利用者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。サービス提供者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため利用者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、利用者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 サービス提供者は、利用者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、利用者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告義務）

第9条 サービス提供者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに利用者に報告し、利用者の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 サービス提供者がこの契約の事務を処理するために、利用者から提供を受け、又はサービス提供者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに利用者に返還し、又は引き渡し、若しくは利用者の指示に従い抹消するものとする。ただし、利用者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（サービス提供者の事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 利用者は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係るサービス提供者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又はサービス提供者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 サービス提供者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 サービス提供者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、サービス提供者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記2

情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 サービス提供者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義) 第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (2) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (3) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (4) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようなことをいう。
- (5) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指すものとする。
- (6) コンピュータウイルス等 コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアのことをいう。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第3条 サービス提供者は、利用者に納入している情報システム又は受注作業について、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) コンピュータウイルス等に対するリスクを最小限にするために、ウイルス対策ソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、対応策を講じなければならない。この場合において、サービス提供者が開発し、又は開発させ利用者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、利用者に対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に係る情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、利用者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 サービス提供者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 サービス提供者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティ事故への対応等)

第4条 本件業務に関し情報セキュリティ事故が発生したときは、サービス提供者は、直ちに、利用者に報告するとともに、利用者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 サービス提供者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を利用者に報告しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第5条 サービス提供者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について利用者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 サービス提供者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティ事故に対する訓練を実施するものとする。

(不要な記録情報の廃棄)

第6条 サービス提供者は、本件業務の遂行により発生した記録情報のうち、不要となったものについては、直ちに、復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 サービス提供者は、前項の規定により不要な記録情報を廃棄したときは、書面をもって利用者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第7条 利用者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、サービス提供者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 利用者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、

本件業務と係わりのある場所に立ち入り、サービス提供者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

- 3 サービス提供者は、利用者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

別記仕様書

■ソフトウェア機能

1. 個別学習に対応した「AIドリル」、単元確認テストに活用できる「CBT 単元確認テスト」を保有すること。
2. 「AIドリル」「CBT 単元確認テスト」には、同一の ID・PASS にてログインが可能であること。
3. 「AIドリル」「CBT 単元確認テスト」に収録されている教材は文部科学省学習指導要領に準拠し、本市が採用する教科書に対応していること。
4. 提供される教材の活用ログデータを収集できる仕組みがあること。
活用ログは子ども、教員の週（月・日）ごとのユニーク利用ユーザ数を確認できること。
また、活用ログデータは毎月提供すること。
5. 子どもの学習成果物は子ども別・クラス別に一元的に整理され、学期を通じた評価等に活用することができること。
6. 教科書改訂に際しては、教科書単元データ更新について、契約期間内では無償バージョンアップ対応を行うこと。
7. 定期的な機能改善を実施しており、契約期間中のバージョンアップは無償であること。
8. ユーザーの問い合わせ内容分析から、顧客視点での開発優先度を決定し、機能改善を通して商品の利便性向上を図っていくこと。
9. ユーザー（先生および子ども）は Google アカウントと当該アプリをシングルサインオンで開くことができること。

■活用・促進サポート

1. 「AIドリル」「CBT 単元確認テスト」の活用を一元的に支援するサイトを有し、支援サイトからアプリそれぞれの活用事例、操作動画、FAQ にアクセスできること。
2. 教員が自由に申し込み・参加ができるウェブセミナーを毎月行っており、活用を促進できる体制が整っていること。
3. 活用支援サイトには 200 例以上の活用事例が掲載されており、先生が授業づくりに活かせるノウハウが蓄積されていること。
活用事例は、技能教科も含めて掲載されており、学年・教科・活用目的・テーマに応じて検索できること。
4. 土日祝除く 9:00～17:00 で対応できる問い合わせコールセンターがあり、必要に応じて画面共有機能などを活用し、実画面を見ながらサポートができること。

■セキュリティ対策

1. BCP 対策を定義し、自然災害や人的災害により、万が一システム障害が発生しても、必要最低限のサービスを維持できるようにするための対策を、あらかじめ想定しておくこと。
2. 以下セキュリティ機能を有するサービスであり、利用者が任意に利用できること
 - ・ IP 制限によるアクセス制御機能

- ・管理者アカウントについては、二要素認証機能を有すること。
 - ・パスワード強度を任意に変更できること。
3. 定期的な脆弱性診断を実施し、脆弱性を把握し改善する運用を行っていること。
 3. WAF・IDS/IPS・マルウェア対策ソフト・ファイヤーウォール等により、多層防御を行っていること。
 4. サービスのメンテナンスを行う際、また個人情報等の機微な情報を取り扱う際は、専用区画からのアクセスを原則とし、専用区画への入退室管理を徹底すること。入退室に際しては、生体認証や金属探知機等を用い、不正利用を防止する方法が採用されていること。
 5. サービス提供事業者がプライバシーマークおよび ISO/IEC 27001 の認証を取得していること。
 6. 本事業の受託時点で、サービス提供事業者の運営部門が ISO/IEC 27017 の認証取得をしていること。

■A I ドリル①

1. 収録されている教材は、小学校版で1～6年生の国・算・理・社の教科書単元に対応し、本市が採用する教科書内容に沿って学習ができること。中学校版は1～3年生の国・数・理・社・英の教科書単元に対応し、大崎市が採用する教科書内容に沿って学習ができること。また、子供は当該学年以外の内容も学習ができること。
2. 小学校・中学校合わせて81,990問以上の問題を収録していること。
3. 基礎基本力の習得をねらいとした「ドリル」、思考・判断・表現の力の習得をねらいとした「ドリル」の2タイプを収録すること。
4. ユーザーが解答した内容に対して自動採点を行うことができること。
5. まちがえた問題だけを再度取り組める機能を有すること。また、取り組み途中で中断しても、続きから始めることができる機能を有すること。
6. 「ドリル」内に収録する漢字問題では手書き認識エンジンを搭載し、ユーザーの字形や筆順に対して自動フィードバックを行うこと。
7. 選択肢(単答)、選択肢(複答)、並べ替え、分類、数値入力等の回答パターンを有し、問題特性に応じた回答パターンを表示すること。
8. 「ドリル」の収録されている問題のうち、小学校は8割以上、中学校は5割以上で“手書き・キーボード”の回答形式となっていること。
9. ユーザーの解答状況に応じてメダルやコイン等の報酬付与によるモチベーションを向上させる仕掛けを有すること。
10. 「ドリル」では、教員が、子供の取り組む状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等に生かすことができる仕組みを有すること。
11. 「ドリル」では、子供の学習成果物（取り組んだ問題、取り組んだ数、取り組んだ時間、正答率など）は、子供別の学習成果物確認画面に一元的に整理され、普段の指導や学期を通じた評価等に活用することができること。

■AIドリル②

1. 子どもの学習成果物を CSV ファイルとして書き出し、評価等に活用することができること。
2. 中学校版は自学自習用に理解を助ける解説動画を一部教科で収録していること
3. 問題に不正解した際、不正解した問題が解けるようになるための、子どもの習熟度に合わせたフォロー問題、類題を出題。また、段階的な知識定着を促すため、学習の流れに合わせた問題構成で出題するとともに、子どもの習熟度に合わせた適切なタイミングで学習内容の解説を表示すること。
4. 子供のドリルパーク内の学習状況に応じて自動で問題を生成すること。
【対象】小4～中3の国語、小4～小6の算数、小4～中3の理科、小4～小6の社会、
中1～中3の数学、中1～中3の社会地理、中1～中3の社会歴史、中3の公民、
小5～中3の英語（義務教育学校前期課程4年生から後期課程9年生含む）
5. 下記に該当する「ドリル」では、子供が決めた目標に対し、取り組み結果を鑑みて、目標の達成度の確認、未達の場合には目標を達成する場合のアドバイスを行うこと。
【対象】小4～中3の国語、小4～小6の算数、小4～中3の理科、小4～小6の社会、
中1～中3の数学、中1～中3の社会地理、中1～中3の社会歴史、中3の公民、
小5～中3の英語（義務教育学校前期課程4年生から後期課程9年生含む）
6. 児童生徒は学習履歴確認画面から、取り組んだ「ドリル」の正誤状況や正答率などの情報が一覧で確認できること。
7. 教員自身で、問題を登録できる仕組みがあること。
8. 学齢に応じて配当漢字に配慮し、画面表示を行う機能があること。
また、文字の大きさや、画面のデザイン、解答欄の拡大など、子ども自身が見やすいようにカスタムを行うことができること。
9. 教員が、任意の問題を選択し、宿題として配信する仕組みを有すること。このとき、クラス内に一斉、もしくは個人別に配信を行うことができること。
また配信に際しては、単元をまたいだ該当範囲、取組時間を設定し、子供のドリルパーク内の学習状況に応じた課題を自動生成して配信する機能を有すること。
10. 各学期で学習した単元内容を復習できる長期休暇用ドリル、単語・用語の暗記や基本計算を習得できる暗記計算ドリル、中学1年生から取り組める高校入試問題ドリル、レベル別定期テスト対策ドリル等、目的や利用場面に応じた学習コンテンツが搭載されていること。
11. ユーザー（先生および子ども）は Google が提供する「Google Classroom」から Google Classroom アドオン機能によって「AIドリル」に直接アクセスできる機能を有すること。

■CBT 単元テスト

1. デジタルテスト（CBT：Computer Based Testing の略）機能を保有すること。
2. 「テスト」に収録されている教材は文部科学省学習指導要領に準拠し、本市が採用する教科書に対応していること。
3. 「テスト」に収録されている教材は、小学校版で4～6年生の算・理の教科書単元に対応し、本市が採用する教科書内容に沿ったテストを実施できる機能を有していること。
4. 「テスト」では、教員が、任意のテストを選択し、配信する仕組みを有すること。このとき、選択したクラス・個人別に、回数に制限なく配信できること。
また、先生は子どもに対して当該学年以外の内容もテスト配信ができること。
5. 「テスト」では、選択肢(単答)、選択肢(複答)、分類、記述式(直接入力式/キーボード入力式 選択可)、数値入力(直接入力式/キーボード入力式 選択可)等の解答パターンを有し、問題特性に応じた解答パターンを表示すること。
また、手書き入力とキーボード入力の解答形式に対応していること。
6. 「テスト」では、個人単位でルビの出し分けに対応していること。
7. 「テスト」の採点において、部分点に対応していること。また、設問ごと、子どもごとに切り替えて採点ができること。選択式問題、短答問題及び数式問題については自動採点機能に対応していること。
8. 「テスト」の結果について、各クラスの子どものごとに、テストの得点率や平均得点率の一覧をCSV形式で出力できること。
9. 学齢に応じて配当漢字に配慮し、画面表示を行う機能があること。
10. 「テスト」では、解答に関する操作とは異なる操作をした際に、不正抑止を目的とした通知を子ども側、先生側にそれぞれ表示させる機能があること。
11. 「テスト」では、問題をダウンロードしてからテストを開始する仕組みを採用し、テスト受験中にネットワークが繋がらなくなってしまった際も、子どもは解答を続けることができること

2025000471積算内訳書(AI型学習用ドリル(ミライシード)ソフトウェアライセンス購入)

品 名	規 格 等	単位	数量	単 価	金 額	備考(メーカー名, 品名, 品番)
中学生用ミライシードライセンス(ドリルパーク, テストパーク)	ベネッセコーポレーション	月	18			中学生2894人(R7.10.1～R9.3.31 18ヶ月)
小学生用ミライシードライセンス(ドリルパーク, テストパーク)	ベネッセコーポレーション	月	16			小学生2,995人(R7.12.1～R9.3.31 16ヶ月)
小計						
消費税及び 地方消費税額						
合 計						